

第7期上田市障がい者福祉計画・第3期上田市障がい児福祉計画の概要（案）

計画について

策定趣旨：障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるようサービスの基盤整備等に係る令和5年度末の数値目標を設定するとともに、障がい福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業を提供するための体制確保が計画的に図られるようにすることを目的とする。あわせて、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するため支援の拡充を図るとともに、サービスの質の確保、向上を図るための環境整備が計画的に図られることを目的とする。

計画期間：令和6年度から令和8年度までの3年間

根拠法令：障害者総合支援法 第88条第1項、児童福祉法 第33条の20第1項、同条第6項

基本的事項

1. 基本理念

～共生社会を実現するため

・児童の心身の健やかな育成のため～

- ①障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ②障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施
- ③入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑤障がい児の健やかな育成のための発達支援
- ⑥障がい福祉人材の確保
- ⑦障がい者の社会参加を支える取組

2. 基本的な考え方

①障がい福祉サービスの提供体制確保

- ・訪問系サービス、日中活動系サービスの保障
- ・グループホーム等及び地域生活支援拠点等の充実
- ・一般就労への移行等の推進
- ・障がい児が身近な地域で暮らし成長できる支援の充実
- ・強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対する支援体制の充実
- ・依存症対策の推進

②相談支援の提供体制の確保

- ・相談支援体制の構築
- ・地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- ・発達障がい者等に対する支援

③障がい児支援の提供体制の確保

- ・地域支援体制の構築
- ・保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- ・地域社会への参加・包容の推進
- ・特別な支援が必要な障がい児への支援体制の整備
 - ア 重症心身障がい児及び医療的ケア児への支援体制の充実
 - イ 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい児への支援体制の充実
 - ウ 虐待を受けた障がい児の支援体制の整備
- ・障がい児相談支援の提供体制の確保

3. 市の障がい福祉の現状

(1) 障害者手帳所持者（R5.3現在）

- ・身体：5,888人 内 児童：74人
- ・知的：1,768人 内 児童：372人
- ・精神：2,153人 内 児童：43人

4. 障がい福祉に関する課題

(1) 障がいへの理解の促進

- ①障がいとなる障壁の除去
- ②地域住民への意識啓発
- ③年少児への正しい障がいの理解

(2) 障がい者と介助者の高齢化

- ①障害者手帳所持者の高齢化
- ②本人の健康管理と介助者がいなくなったときの不安
- ③障がい福祉サービスから介護保険サービスへのスムーズな移行

(3) 地域生活への移行と定着

- ①施設入所者や長期入院患者の地域移行
- ②地域へ移行後のサポート体制整備
- ③地域での定着支援

(4) 就労支援と雇用機会の充実

- ①障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止、職場での合理的な配慮
- ②就労の定着
- ③優先調達の積極的な取り組み

(5) 権利擁護・虐待の防止

- ①権利擁護制度の普及啓発
- ②市民後見人の養成

(6) 障がい児支援の充実

- ①療育が必要な児童に行き届く体制
- ②保育園等での療育力の充実
- ③保護者に寄り添った支援
- ④重症心身障がい児や医療的ケアが必要な児童への支援体制
- ⑤放課後対策の推進

分野別施策の基本的方向 1 ~ 4

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

第6期計画の評価

- ① 地域生活移行者数の達成率 15% (1人/13人)
 - ② 福祉施設入所者数の減少数 目標△2人に対し15人増
- 障がい者の重度化、高齢化が進む現状を考慮すると、施設からの地域生活への移行、福祉施設入所者の絶対数を減らしていくことは難しい状況。移行先となる地域の受け入れ体制が十分に整っていないという課題も浮き彫りとなった。

第7期計画の目標

基準となる施設入所者数	206人	R4年度末時点での施設入所者数
地域生活移行目標者数 (R8までの累計)	13人	基準人数の6%の人数を目標とする。(施設入所支援)
R8までの施設入所者の減少目標者数	-2人	R4の施設入所者数を上回らないことを目標とする。

推進に向けた施策

- ・介護保険に係る関係者への情報提供等を実施し、高齢化が進む障がい者の対応の協議を進めるとともに、地域包括ケアシステムとの連携を図る。
- ・宿泊型自立訓練等福祉サービスを活用し地域生活への移行を推進。
- ・地域相談支援事業を活用し、スムーズかつ安心できる移行支援を実施。
- ・身近な地域で安心して生活できるよう自立生活援助の活用。など

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい(発達障がい及び高次脳機能障がいを含む)にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、地域での保健、医療、福祉等の関係者による「地域包括ケアシステム検討委員会」にて協議します。

3 地域生活支援拠点等の充実

地域生活支援拠点の機能を充実させるため、地域定着支援の促進、重症心身障がい児や医療的ケアの必要な障がい児等に対応できる体制、障がい児の相談支援体制の強化等について、「緊急ショートステイ運営委員会」にて取り組みます。コーディネーター的な役割を含めた支援体制、および緊急時の連絡体制の充実に努め、強度行動障害を有する者に関し、圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の充実を図ります。

4 福祉施設からの一般就労への移行等

第6期計画の評価

- ①福祉施設からの一般就労への移行達成率 72% (24人/33人)
- ②就労移行支援事業利用者数の達成率 427% (64人/15人)
- ③障がい者就労施設等からの物品等調達額 ●千円 10,000千円

第7期計画の目標

基準となる一般就労移行実績人数	28人	基準人数に対する割合 (国の指針準拠)
うち、就労移行支援利用者数	16人	
うち、就労継続支援(A型)利用者数	8人	
うち、就労継続支援(B型)利用者数	4人	
R8年度中の一般就労移行目標者数	39人	1.28倍以上
うち、就労移行支援利用者数	21人	1.31倍以上
うち、就労継続支援(A型)利用者数	11人	1.29倍以上
うち、就労継続支援(B型)利用者数	6人	1.28倍以上

①就労移行支援事業利用終了者の一般就労する割合が半数以上	事業者のうち半数以上
②R8までの就労定着支援事業利用者数	17人
③就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合	事業者のうち25%以上
④障がい者就労施設等からの物品等の調達額	10,000千円

独自

推進に向けた施策

- ・就労移行支援及び就労継続支援の利用促進
- ・能力向上のため、就労アセスメントを実施し個別支援計画に反映
- ・トライアル雇用、ジョブコーチ等の事業を活用
- ・関係機関との連携を図り、雇用促進の体制を整備
- ・離職者や特別支援学校卒業者に対する就職の支援
- ・障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進
- ・就労後も自立した生活が維持できるよう「就労定着支援」の活用
- ・大学在学中の学生の就労移行支援事業の利用を促進する。(新規)
- ・農福連携の取組の推進(新規)
- ・重度障がい者に対する就労支援(新規)

5 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要なことから次の目標を定めます。

- ① 児童発達支援センターの機能強化
- ② 保育所等訪問支援を利用できる体制の強化
児童発達支援や保育所等訪問支援等のサービスを充実する。外出が著しく困難な重度の障がい児を対象に、居宅を訪問し発達支援を提供する「居宅訪問型児童発達支援」が実施できるよう機能強化を目指します。
- ③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の拡充
「上田市つむぎの家」の指定管理者と協議検討を行い、児童発達支援や放課後等デイサービスの充実を目指します。
- ④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置
100% (3人/3人)

6 相談支援体制の充実・強化等

基幹相談支援センターを中心として総合的な相談支援体制の構築、専門的な指導・助言の実施、人材育成等の機能の強化・充実を目指し、次の目標を定めます。

	R5 実績	R8 目標
総合的・専門的な相談件数	集計中	実施
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の回数	集計中	76回
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	集計中	3件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数の見込み	集計中	3回

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等を提供していくため、サービス提供事業所を指導監査する立場にある職員のスキルアップや、障害者自立支援審査支払等システム等の審査結果を活用した事業所の運営適正化の取組、事業所に対する実地指導の結果について県と市町村との情報共有など、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築を目指します。

		利用実績ベース(単位:人)	
		サービス名	R1実績 R4実績
障がい福祉サービス	居宅介護		241 221
	重度訪問介護		2 4
	同行援護		15 11
	行動援護		30 23
	重度障害者等包括支援		6 6
	生活介護		476 457
	自立訓練(機能訓練)		6 1
	自立訓練(生活訓練)		41 25
	就労移行支援		68 37
	就労継続支援(A型)		27 55
	就労継続支援(B型)		529 440
	就労定着支援		9 11
	療養介護		33 33
	短期入所(福祉型)		131 17
	短期入所(医療型)		6 5
	自立生活援助		11 8
共同生活援助		203 202	
施設入所支援		210 193	
計画相談支援		1247 456	
地域移行支援		8 3	
地域定着支援		130 136	
障がい児通所支援	児童発達支援		81 80
	医療型児童発達支援		3 6
	放課後等デイサービス		202 259
	保育所等訪問支援		13 2
	居宅訪問型児童発達支援		0 0
障害児相談支援		313 110	
医療的ケア児コーディネーター数		0 3	

※R2～R4は、感染症の影響により通所等の施設利用に自粛が生じ利用実績に影響が生じたことから、R8の目標数字は精査いたします。

サービス確保のための施策(抜粋)

- ・安定的にサービスの提供ができるよう指定事業所の確保と、一定の障がい者に特化しない統一的なサービスの提供体制の充実を図る。
- ・サービス提供の適正化を図り、かつ、きめ細かいサービスの提供を行うため、計画相談支援事業を活用し、適正・適切な支給量を定期的に検証し、自立支援策の向上を図る。
- ・サービス提供の一元化を図れるよう助言、指導を進める。
- ・自立支援協議会をはじめとする関係機関と連携を密にし、上小圏域として必要な社会資源の整備を推進する。
- ・就労支援については、関係機関の連携を強化し、福祉就労や一般企業への採用枠の確保等、障がい者の就労が円滑に進むよう基盤体制の整備に努める。
- ・一般就労へ結びつけるため、就労アセスメントを行い適切なサービス提供により支援をしつつ、就労が困難な障がい者においては、個人の適性に合わせた日中活動の場が提供できるよう調整する。
- ・特別支援学校卒業生等の若年層における就労先や日中活動の場を確保するため、学校、ハローワーク、上小圏域障害者就業・生活支援センターSHAKE、相談支援事業所との連携を図り、早期段階から適切な対応を進める。